

SDG s 達成に向けた宣言書

令和8年4月6日

所在地 千葉市美浜区中瀬1-3
 幕張テクノガーデンCB棟3階MBP
 名称 サステナビリティ・パートナーズ
 代表者 橋本 憲

当社は、SDG s の内容を理解し、SDG s 達成に貢献することを宣言します。

1 関係するSDG s 目標 (ゴール) (※該当するゴールに○を入れてください)

①貧困 1 貧困をなくそう 		②飢餓 2 飢餓をゼロに 		③保健 3 すべての人に健康と福祉を 		④教育 4 質の高い教育をみんなに 	<input type="radio"/>
⑤ジェンダー 5 ジェンダー平等を實現しよう 		⑥水・衛生 6 安全な水とトイレを世界中に 		⑦エネルギー 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 		⑧成長・雇用 8 働きがいも 成長もある 	<input type="radio"/>
⑨イノベーション 9 産業と雇用革新の加速をつくろう 	<input type="radio"/>	⑩不平等 10 人や国の不平等をなくそう 		⑪都市 11 住み続けられるまちづくりを 		⑫消費・生産 12 つくばないも つかう責任 	<input type="radio"/>
⑬気候変動 13 気候変動に具体的な対策を 		⑭海洋資源 14 海の豊かさを守ろう 		⑮陸上資源 15 陸の豊かさも守ろう 		⑯平和 16 平和と公正をすべての人に 	
⑰実施手段 17 パートナシップで目標を達成しよう 	<input type="radio"/>						

2 SDG s 達成に向けた経営方針等

サステナビリティ・パートナーズにおいて定めている「サステナビリティ推進基本方針」を以下に示します。

(人権の尊重)

- ・「国連ビジネスと人権に関する指導原則」などの各種国際規範を踏まえ、事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重し、強制労働・児童労働などの人権を侵害する労働、

または、それに準ずる行為は行いません。

- ・人権の侵害に加担することのない事業活動に努めます。

(法令順守・倫理的行動の実践)

- ・国内外において、関係法令、国際ルールとその精神を順守し、各地域の文化・歴史を尊重しつつ、高い倫理観をもって、健全かつ公正な事業活動に努めます。
- ・贈収賄規制法、知的財産保護法、競争法、個人情報を含むデータ保護法などに関わる法令違反行為に関与しないとともに、それらの行為の発生防止にも努めます。

(従業員を大切に作る労働環境・企業風土づくり)

- ・労働時間、休日、賃金などの基本的労働条件に関する各国・地域の法令を順守するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境の維持・向上に取り組みます。
- ・従業員の能力を高め、多様な人材が活躍できるような働き方の実現に努めるとともに、性別・年齢・国籍・障がいの有無、性的指向などによる差別のない労働条件と機会を提供します。
- ・従業員との誠実な対話と協議を通じて、相互信頼・相互責任の価値観を構築し、ともに分かち合います。

(サービスの提供を通じた持続可能な国際社会への貢献)

- ・外部の変化に敏感になり、サービスの内容、提供方法あるいは組織、マネジメントなどの変革を通じて、社会に有用かつ安全なサービスを開発、提供し、社会的課題の解決に努めます。

(フェアでオープンな事業遂行と調達活動)

- ・フェアでオープンな取引に努めるとともに、サプライチェーンにおいてもこの方針が確実に実行されるように、責任ある調達活動に努めます。
- ・取引先様を対等のパートナーとして尊重し、信頼関係を築き上げて、相互発展を目指します。

(お客様との信頼関係)

- ・お客様の期待に応えるよう、優れたサービスを追求して、魅力的かつ最高の品質のサービスを提供します。
- ・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、信頼を獲得するように努めます。

(情報開示、ステークホルダーとの対話)

- ・企業情報を適正に開示するとともに、ステークホルダーとのフェアかつオープンで建設的な対話を通じて、経営の透明性を高め、相互理解・信頼関係の維持発展に努めます。

(社会参画と発展への貢献)

- ・社会との共生をめざし、あらゆる国・地域において、独自に、または、パートナーと協働しながら積極的によりよい社会づくりに参画し、その発展に貢献します。

(リスク管理の徹底)

- ・企業活動に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等の多様化するリスクに備え、常にリスクを把握し、被害の最小化と事業継続との両面からリスク管理を徹底します。

(環境経営)

- ・地球環境課題解決に資するサービス開発、事務所運営、従業員行動および環境価値創造マネジメントを実践します。

(経営トップの役割)

- ・経営トップは、本指針の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築します。